

### 第3 各段階における対策（海外発生期）

#### 2 【海外発生期】

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

##### 目的

- ① 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。
- ② 県内発生に備えて体制の整備を行う。

##### 対策の考え方

- ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ② 対策の判断に役立てるため、国と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ③ 県内発生した場合には早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- ④ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、県民に準備を促す。
- ⑤ 国が実施する検疫等の水際対策に協力し、県内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民生活及び県民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

##### (1) 実施体制

###### (1)-1 実施体制の強化等

###### (1)-1-1 危機管理会議の開催

海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあり、国において関係省庁対策会議又は新型インフルエンザ等対策閣僚会議が開催され、政府の初動対処方針について協議・決定がなされた場合には、県は、速やかに「危機管理会議」を開催し、発生状況の情報共有と、今後の県の対応等について確認する。

なお、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以

### 第3 各段階における対策（海外発生期）

下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。（危機管理部、保健福祉部、全部局）

#### (1)-1-2 県対策本部の設置

厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、内閣総理大臣が、政府対策本部を設置した場合は、県は、県行動計画で定めるところにより、知事を本部長とする県対策本部を直ちに設置するとともに、その会議を招集・開催し、県行動計画に沿った対応状況等を確認する。また、国が公示する基本的対処方針に基づく県の対応方針を協議・決定し、本部長は決定した方針を全庁に指示する。（危機管理部、保健福祉部）

#### (2) サーベイランス・情報収集

##### (2)-1 情報収集

県は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、情報収集先から必要な情報を収集する。なお、収集する主な情報は次のとおりとする。（危機管理部、保健福祉部）

- ・ 病原体に関する情報
- ・ 疫学情報（症状、症例定義、致命率等）
- ・ 治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）

##### (2)-2 サーベイランスの強化等

- ① 県は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。（県民環境部、保健福祉部）
- ② 県は、県内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者（疑い患者を含む。）を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。（県民環境部、保健福祉部）
- ③ 県は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。（経営戦略部、保健福祉部、教育委員会）

#### (3) 情報提供・共有

##### (3)-1 情報提供

- ① 県は、県民等に対して、海外での発生状況、現在の政府及び県の対策、県内発生した場合に必要となる対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、県及び関係機関のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、関係部局）
- ② このため、県は、県対策本部における県政広報幹を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。県は、対策の実施主体となる部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供で

### 第3 各段階における対策（海外発生期）

きるよう、県対策本部が調整する。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部）

#### (3)-2 情報共有

- ① 県は、国、市町村及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口を設置し、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。（危機管理部、保健福祉部）

#### (3)-3 コールセンター等の設置

- ① 県は、他の公衆衛生業務に支障を来さないよう、県民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、国が作成するQ&Aを参考にしながら、適切な情報提供を行う。（危機管理部、保健福祉部）
- ② 県は、市町村に対しても、コールセンター等の設置を要請する。（危機管理部、保健福祉部）
- ③ 県は、県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや国、市町村及び関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、県独自にQ&Aを作成するなど、次の情報提供に反映する。（危機管理部、保健福祉部）

### （4）予防・まん延防止

#### (4)-1 県内でのまん延防止対策の準備

県は、国と相互に連携し、県内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。また、県は、国と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。（保健福祉部）

#### (4)-2 感染症危険情報の発出等

- ① 県は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、外務省等が発出する不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討等に関する感染症危険情報等を県民に周知する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）
- ② 県は、海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合に外務省等が発する感染症危険情報を、海外に滞在・留学する県人に対し情報提供する。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、商工労働部、教育委員会）
- ③ 県は、関係機関と協力して、海外へ渡航する県民に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）

#### (4)-3 水際対策

- ① 県は、国の検疫強化に伴い、検疫法第18条第5項に基づく通知を受けたときは、感

### 第3 各段階における対策（海外発生期）

染症法第15条の3に基づき、当該者に対し健康状態についての報告を求める。（保健福祉部）

- ② 県は、国の検疫強化に伴い、国、検疫所及びその他関係機関と連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための体制を速やかに整備する。  
(県民環境部、保健福祉部、県土整備部)

#### (4)-4 在外邦人支援

県は、発生国に滞在・留学する県人に対し、直接又は県内の各企業、各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。（危機管理部、経営戦略部、保健福祉部、商工労働部、教育委員会）

#### (4)-5 予防接種

##### (4)-5-1 ワクチンの供給体制

県は、県内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。（保健福祉部）

##### (4)-5-2 接種体制

###### (4)-5-2-1 特定接種

- ① 県は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、国が基本的対処指針に定めた特定接種の具体的運用（特定接種の総枠、対象、順位等）について情報提供を行う。（経営戦略部、保健福祉部）  
② 県及び市町村は、国と連携し、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。（経営戦略部、保健福祉部）

###### (4)-5-2-2 住民接種

- ① 市町村は、国及び県と連携して、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。（保健福祉部）  
② 市町村は、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。（保健福祉部）

##### (4)-5-3 情報提供

県及び市町村は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、積極的に情報提供を行う。（危機管理部、保健福祉部）

## （5）医療

### (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

県は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたとき及びその修正等について、適宜、関係機関に周知する。（保健福祉部）

### 第3 各段階における対策（海外発生期）

#### (5)-2 医療体制の整備

県は、次の医療体制を整備する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。（保健福祉部、病院局）
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会、郡市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。（保健福祉部、病院局）
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（保健福祉部、病院局）
- ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を、保健製薬環境センターにおいて、亜型等の同定を行うとともに、採取した検体を国立感染症研究所に送付し、検査結果の確認を依頼する。（県民環境部、保健福祉部）

#### (5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置

県は、次のことを行う。

- ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。（保健福祉部）
- ② 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。（危機管理部、保健福祉部）

#### (5)-4 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、メール等を活用し、医療機関及び医療従事者にリアルタイムに情報提供する。

また、必要に応じ、医療関連団体等に対し、情報掲載を依頼する。（保健福祉部）

#### (5)-5 検査体制の整備

県は、病原体の情報に基づき、保健製薬環境センターにおいて新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。（県民環境部、保健福祉部）

#### (5)-6 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。（保健福祉部）
- ② 県は、国等と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（保健福祉部）
- ③ 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。（保健福祉部）

### 第3 各段階における対策（海外発生期）

#### (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

##### (6)-1 事業者の対応

- ① 県は、県内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。（危機管理部、保健福祉部、関係部局）
- ② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。（危機管理部、保健福祉部）
- ③ 県は、指定（地方）公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。（危機管理部、保健福祉部）

##### (6)-2 遺体の火葬・安置

- ① 県は、県内感染期に備え、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請するとともに、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の感染防止のために必要となる物資（手袋、不織布製マスク等）、火葬場の火葬能力を最大限に發揮できるようにするための消耗品（柩又はこれに代わる板、使用燃料等）、遺体の保存のために必要な物資（非透過性納体袋等）の備蓄の強化を要請する。（危機管理部）
- ② 県は、市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合には、「徳島県広域火葬計画」に基づく広域火葬が行えるように広域火葬関係機関との相互の連絡・協力体制を確認及び調整する。（危機管理部）